

ヤングケアラーの支援について

1 趣旨

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもであるが、現状の生活や家族の世話を当たり前のこととして捉え、子ども自身の生活に大きな影響が及んでいても自らSOSの声を上げにくく、実態が表面化しにくい。さらに、ヤングケアラーの課題がある家庭は、経済的困窮や介護、疾病など、複合的な課題がありながらも孤立しており、支援が行き届いていないことが多い。

これらの現状を踏まえ、本市では、今年度、福祉部門、教育部門、こどもセンター等の庁内関係部署や学校、スクールソーシャルワーカー、地域総合支援センター等の支援者で構成する「ヤングケアラーの支援に向けた検討会」を立ち上げ、計3回の会議を行う中で、組織横断的に共通理解を図りながら、支援策を検討してきた。

このたび、支援の方向性をまとめたので報告する。

2 検討内容

(1) 早期発見・把握・相談受けとめ等に関する取組

ヤングケアラーの概念、存在を広く知っていただけるよう、認知度を高めるための一般的な啓発を図るとともに、ヤングケアラーの存在に早期に気づき、支援につなげるために、子ども自身が学習する機会を設けることを始め、周囲の大人の意識を高め、気づきのポイントを見逃さないように啓発していく。

また、地域総合支援センターを始めとする相談機関においては、属性にかかわらずヤングケアラーに係る相談を含めた対応を行うこととし、その旨を周知していく。

《主な取組案》

- 子ども自身の理解を促進し、自ら気づき、相談できるようにするため、子ども向けリーフレット等の作成・配布を行うほか、福祉学習等の時間を活用してヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける。
- 業務や活動を通じてヤングケアラーの存在に気づく可能性がある市の窓口職員やケースワーカー、学校教育関係者、介護・福祉サービスなどの事業者、民生委員・児童委員や地域ボランティア団体等に対して、ヤングケアラーに対する理解の促進、問題意識の強化、対応力の向上等のための研修を行う。
- 早期発見ツールとして、民生委員・児童委員や地域ボランティア団体等に活用していただくためのチェックシート、また、市職員、教職員や専門職が支援策を検討する際のアセスメントシートを作成し、試行的に活用する。
- 学校だけでなく、介護、障害、生活困窮、子ども、子育て等の各分野の相談窓口等において、ヤングケアラーも含めた相談を包括的に受けとめ、適切なサービスにつなげることができるよう、アセスメントする。

(2) ヤングケアラー及びヤングケアラーのいる家庭への支援

① ヤングケアラーが抱える負担の軽減

家庭状況を踏まえた適切な介護、高年福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等の各サービスや医療支援等が提供されることにより、既存の制度の枠内でもヤングケアラー状態にある子どもの介護負担は軽減されると考えられる。しかしながら、様々な要因で、家族等がサービス利用を拒否するケースもある。適切な支援やサービス利用を阻む要因を分析し、サービス等の利用促進に向けた取組を推進する。

あわせて、各分野の支援事業の対象者等の枠組みを広げること等により、子ども自身も支援を受けることができないか、また、高齢者や障害者に対するサービスを手厚くすることで家庭内の介護負担等を軽減し、子どものヤングケアラー状態からの脱却が図れないか、各所管課において検討する。

《主な取組案》

- サービス利用を拒否する要因についての分析を進める。要因としては、利用料金の支払いに係る経済的な問題、子や孫以外の人による介護への拒否感、家族介護を当然とする幼少期からのすり込み、相談先や解決策があることを知らないこと等が考えられる。これらを踏まえ、行政からのサービスの押し付けにならないように丁寧に対応しながら、被介護者や介護者（家族）等の理解を促進する。
- 子どもを必要以上に介護力とみなさないように支援者や家族に周知啓発する。
- ヤングケアラーである子ども自身に対する新たなレスパイトサービスを開始できないか検討を進める。
- ヤングケアラーがいる家庭を対象に、介護保険や障害福祉サービスの促進による利用者負担の軽減や、利用者負担軽減につながる市独自サービスの導入について検討を進める。

② ヤングケアラー自身の精神的なケア

ヤングケアラー状態にある子どもにとって、自身の思いや気持ち、家庭の事情等を安心して話すことができる場や悩み等を共有することができる場があること、またそれらをしっかりと聞き取って寄り添ってくれる人がいることなどが、精神的な負担を軽減し、安心感につながる。ヤングケアラーの話を傾聴し、相談に乗り、また当事者同士の交流等を行う取組を検討する。

《主な取組案》

- 精神保健福祉士や保健師が相談に応じる「こころの相談ダイヤル」を活用し、ヤングケアラー状態にある子どもの不安やストレスなどを受けとめる。
- ヤングケアラーが安心して話を聞いてもらい、相談できる場として、「あかしこども相談ダイヤル（24時間対応）」を周知し対応する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- 教員やスクールカウンセラーがヤングケアラー状態にある子どもの悩みや相談を聞くことのできる体制づくりを進める。
- ピアサポートグループの立ち上げに向けた調査、研究を進める。

(3) ヤングケアラー支援のための体制整備

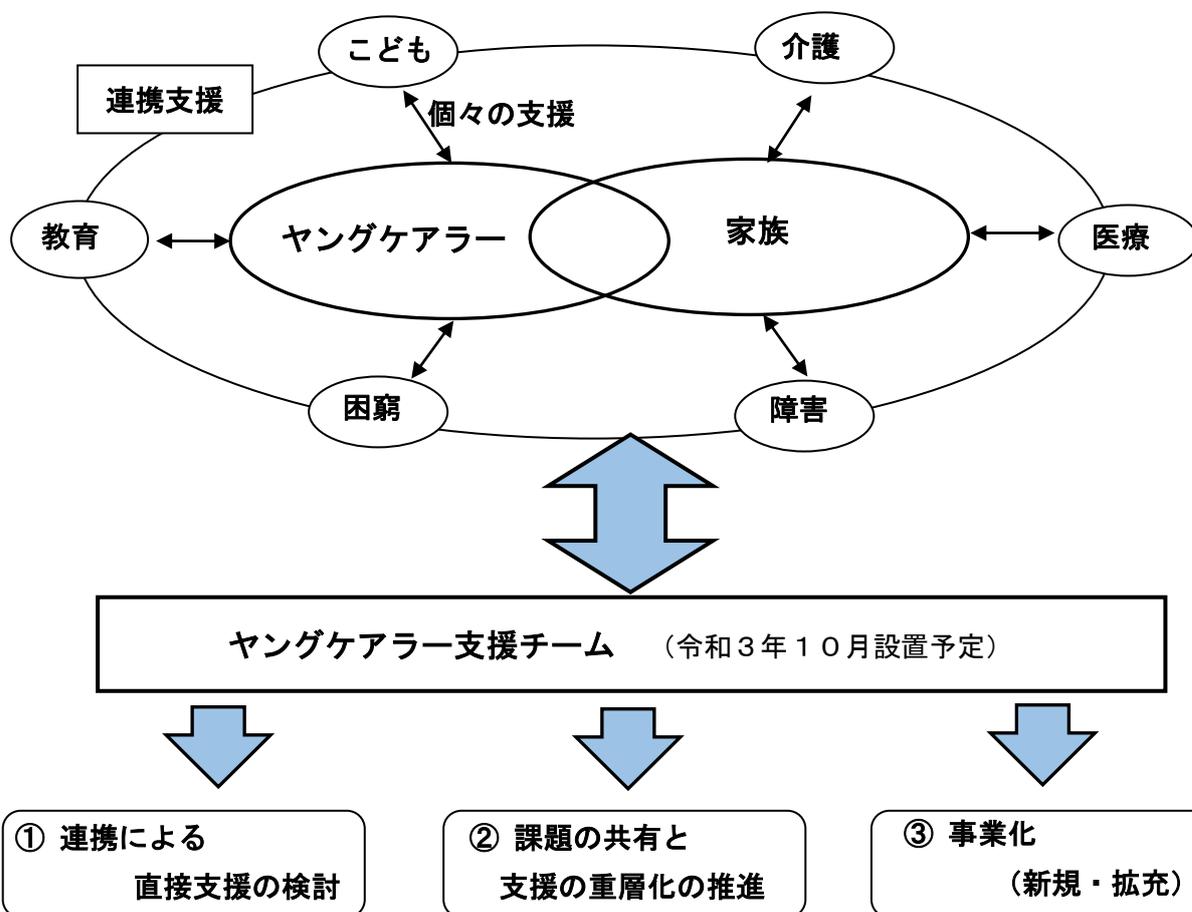
ヤングケアラー支援は、被介護者の支援とケアを担う子どもの支援を一体的に実施していくことが必要であることから、庁内の介護、障害、子ども、生活困窮、教育分野の関係各課及び支援関係機関が、お互いに顔の見える関係を構築し、連携協力して支援を実施していく。

《主な取組案》

- 直接に支援を実施している課の現場同士の連携構築のために、各部署に担当者を置き、子どもや家族の支援について、個別具体的な検討を行うとともに、実施した支援についての報告、共有を行い、必要な支援策を考える会議体「ヤングケアラー支援チーム（※）」を設置する。

(※)「ヤングケアラー支援チーム」は、本市が令和4年度から開始する「重層的支援体制整備事業」における「重層的支援会議」に位置づけ、ヤングケアラー支援ケースについて、支援に係る役割分担や課題等を整理し、適切な機関等につなぐ機能を担うことを目指す。

分野横断的な連携による支援の推進と事業化のイメージ



(4)「こども総合支援条例」の改正に係る検討

本市におけるヤングケアラー支援に係る取組を継続的に推進していくため、条例の制定についても検討したところであるが、本市は既に「こども総合支援条例」を制定し、総合的に子ども施策を推進してきたことから、ヤングケアラー支援の趣旨を内容とする規定を同条例に新設することを検討する。

3 今後の予定

「早期発見・把握・相談受けとめ等に関する取組」を中心に、実施の目途が立っている施策については、今年度内に可及的速やかに実施していく。

その他、新規施策や既存施策の拡充など、制度設計や新たな予算措置を要するものは、各所管課において実施に向けた検討を継続して進めていく。